

- ・必要な業務の条件を明示した仕様書等を適切に作成し、業務の履行に必要な設計条件等について受発注者間で確認を行う。また、必要があると認めるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料や履行期間の変更を行う。
- ・業務遂行中においては、受発注者間での業務工程の共有や速やかかつ適切な回答の推進（ワンデーレスポンス）等に努めるとともに、業務内容に応じて、受注者の照査体制の確保、照査の適切な実施について確認する。
- ・適正な履行を確認するため、指示・承諾・協議等を適切に実施する。

イ 著しい低価格受注の防止

- ・著しい低価格受注を防止するため、最低制限価格制度を引き続き適切に活用していく。
- ・予定価格は、事後公表を原則とするが、プロポーザル方式の場合は、予算限度額をあらかじめ示すものとする。
- ・総合評価落札方式の導入に当たっては、併せて適切に低入札価格調査基準を設定するなどの必要な措置を講ずる。

ウ その他調査及び設計業務の品質確保

- ・地域の実情を踏まえ、各発注者の調査及び設計業務の発注見通しを統合して公表する。
- ・年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避ける等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務実施時期の平準化を図る。

（２）業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の導入・活用

- ・公共工事に関する調査及び設計は、公共工事の目的や個々の調査及び設計の特性に応じて評価の特性も異なることから、求める品質の確保が可能となるよう、業務の性格、地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式、プロポーザル方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択又は組み合わせることとし、総合評価落札方式の実施方針等については、国の動向等を踏まえつつ、学識経験者等の意見を聴きながら検討する。

（３）競争入札参加者の技術的能力の審査

- ・保有する資格等により所要の知識・技術を備えていることが確認された技術者を仕様書に位置づけるなどの業務の品質確保に向けた施策を進める。
- ・競争に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、企業や技術者の技術力等を適切に審査する。

（４）委託業務の完了確認検査・成績評定の適切な実施

- ・給付の完了の確認を行うための検査業務を適切に行うとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行う。また、業務の完了後には、成績評定結果を速やかに通知するものとする
- ・成績評定に当たっては、調査及び設計の特性を考慮しつつ、業務の履行過程及び業務の成果に関

する成績評定・要領等の標準化を推進する。

・成績評定結果については、業務の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有化を進める。

IV-2 その他の取組

6 担い手の育成・確保の取組

道は、公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適正な予定価格設定や迅速な設計変更、積雪寒冷地である本道の特性を踏まえた発注・施工時期の平準化といった発注関係事務を適切に実施する責務を果たすとともに、「建設産業支援プラン 2013」に基づく企業の経営力の向上や技術力の強化等に対する様々な支援策を通じて、企業における担い手の育成・確保の取組の一層の充実を図る。また、建設業が中長期的な視点で、担い手の育成・確保や技術力の強化等に計画的に取り組み、将来にわたり地域の安全・安心や経済・雇用を支える役割を担っていけるよう、中小企業の受注機会の確保を図るとともに、公共事業の安定的な予算確保に努める。

さらには、企業が、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上や技術者、技能労働者等の育成・確保、これらの者に係る賃金その他労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に取り組むよう、建設業団体や関係機関等と連携し、総合的・効果的な取組の促進を図るほか、発注関係事務を適切に実施することができる道の発注体制を確保・承継するため、職員の育成・技術力の向上に向けた取組の強化を図る。

(1) 「技術と経営に優れた企業づくり」の推進

・企業が担い手の中長期的な育成・確保の取組を行うためには、経営力の向上が必要であるが、そのためには、自社の経営資源に応じた本業の強化や経営の多角化など、的確な経営戦略を持ち実行していくことが重要であるとともに、事業規模、技術力、営業エリア、組織・人材、業務改革、コスト削減といった様々な経営課題に対応していく必要がある。

こうした経営戦略や経営課題に対応するため、中小企業診断士などによる指導・助言を行うほか、技術力の強化に向け、建設生産システムの省力化・効率化・高度化を通じた生産性の向上を目的とする新商品や新技術の開発等の促進を図るとともに、建設施工の生産性向上、品質確保、安全性向上、熟練労働者不足への対応など、建設施工が直面している諸課題に対応するICT施工技術（情報化施工）の普及促進を図るため、TS（トータルステーション）による出来型管理技術やTS・GNSS（衛星測位システム）による締固め管理技術など情報化施工技術の活用を推進する。

・企業における担い手の育成・確保の取組を促進するため、道のホームページやメールマガジンの活用により、国をはじめ各関係機関が実施する各種支援施策等の情報を提供するとともに、関係機関等と連携し、建設産業の将来を担う建設系の学生をはじめ、小中学生や普通科の高校生を含めた若年層などに対して建設業の重要な役割や魅力の発信、イメージアップを図る取組などを進め、地域の安全と安心を守り、経済と雇用を支える建設業への理解を促進する。

また、職業理解を深め、望ましい勤労観・職業感を醸成する高校生を対象としたインターンシップの推進や技術・技能者のスキルアップのための道立高等技術専門学院における職業訓練や事業主などによる認定職業訓練に対する支援等により、技能者の養成に取り組む。

・道内建設産業の持続的な発展に向けて、担い手の育成・確保は、喫緊の課題であることから、建設業団体・職業訓練機関・関係行政機関等が担い手の現状や課題に関する情報の共有や、連携強化のための協議会を設置し、効果的な取組につなげる。

(2) 労働環境等の改善の推進

・元請下請間の請負契約が対等な立場で公正に適正な額の請負代金で締結されるなど元請下請間の関係の適正化のための指導を行う。

・賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善及び技能労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底等の指導を行う。

・元請業者に対し社会保険等未加入業者との下請契約を禁止するなど、下請業者も含めてその排除を図る。

・下請業者や労働者等に対する円滑な支払いを促進するため、前金払制度の適切な運用、中間前払・出来高部分払制度や地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。

・中間前金払制度の運用にあたっては、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備を図る。

・週休2日制の促進や時間外労働の縮減など、受発注者双方の労働環境改善の取組の強化に向けて、土、日曜の作業となる依頼や昼休み時間や時間外での打ち合わせを行わないといったルールを定める「労働環境改善プロジェクト」の試行に取り組む。

(3) 道の発注体制の強化等

・発注関係事務を適切に実施することができる道の発注体制を確保・承継するため、国等と連携した職員の技術研修・技術交流や建設会社の協力のもと実施する短期企業研修等の充実を図るほか、公共工物品質確保技術者や技術士等の資格取得意欲の向上や一般財団法人 北海道建設技術センターと連携した技術力の向上・承継の取組の強化など、職員の育成・技術力強化に積極的に取り組む。

また、高校、大学等と連携しながら、必要な職員の採用に努める。

・将来にわたり道の発注体制を確保していくため、一般財団法人 北海道建設技術センター等による発注者支援業務を活用し、事務の効率化を図り、適正な現場管理、適正な事業執行等に支障が無いよう努めていく。

7 市町村への支援

(1) 発注者間の連携強化

・発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、14 の総合振興局・振興局毎に国、道、市町村で組織される発注者協議会・地方部会を設置し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、

発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。

- ・発注者協議会・地方部会を活用し、国と連携しながら市町村の発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な取組を促進する。

(2) 発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援

- ・市町村から要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行うとともに、道内市町村を対象として開設した「公共工事の品質確保の相談窓口」の周知に努めるとともに、市町村からの技術的な相談に対し即応していくものとする。

- ・発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や道が実施する研修への市町村職員等の参加受け入れを行うとともに、検査技術の習得のため、工事検査に市町村等職員の参加を受け入れるものとする。

- ・各市町村へ積算、監督・検査等の発注関係事務に関する基準や要領について情報提供を行う。

- ・最新の施工実態や地域特性等を踏まえた積算基準の各工事への適用が可能となるように、積算システム等の各発注者間における標準化・共有化に努める。

- ・市町村の求めに応じた総合評価落札方式の実施方針等検討への道職員の派遣に加え、一般財団法人 北海道建設技術センターによる橋梁点検業務の地域一括発注等の活用促進など、市町村の発注関係事務の執行体制の支援を実施する。

- ・多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、道の取組状況や道内事例等の情報提供を行う。

V 取組の進め方

- ・道の中長期的な取組方針としての位置づけるとともに、国の取組み動向や道内外における社会情勢の変化等に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しを行うものとする。

- ・また、毎年度、本取組方針に基づく各種施策の状況を取りまとめて、北海道建設業審議会条例に基づく知事の附属機関である「北海道建設業審議会」に報告し、同審議会における意見を踏まえるとともに、様々な意見交換の場を活用して関係機関から意見を聴くなどして、次年度以降の具体の取組を検討するなど、より実効性の高い取組を計画的に推進する。

VI 參考資料

1 公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成 17 年法律第 18 号 ; 平成 26 年 6 月 4 日最終改正)

第一章 総則 (第一条—第八条)

第二章 基本方針等 (第九条—第十一条)

第三章 多様な入札及び契約の方法等

第一節 競争参加者の技術的能力の審査等 (第十二条・第十三条)

第二節 多様な入札及び契約の方法 (第十四条—第二十条)

第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び
発注者に対する支援等 (第二十一条—第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創出を含む。)、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第百二十七号)第二条第二項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4 公共工事の品質は、公共工事の発注者(第二十四条を除き、以下「発注者」という。)の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有

- することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。
- 6 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。
- 7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。
- 8 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。
- 9 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 10 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。
- 11 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国及び地方公共団体の相互の連携及び協力）

第六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

（発注者の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事

の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
 - 二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。
 - 三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。
 - 四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。
 - 五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。
 - 六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。
- 2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

（受注者の責務）

第八条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

- 2 公共工事の受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第二章 基本方針等